販売用資料

作成日　2026年2月2日

明治安田米国中小型成長株式ファンド

追加型投信／海外／株式

NISA対象 成長投資枠

※販売会社によっては、お取扱いが異なる場合があります。

～第28期決算　分配金のお知らせ～

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
「明治安田米国中小型成長株式ファンド」（以下、「当ファンド」）は、2026年2月2日に第28期決算を迎え、当期における分配金を下記のとおりとしましたことをお知らせいたします。

第28期分配金　300円

＜設定来の基準価額・純資産総額の推移＞

※基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の10,000口あたりの値です。
※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

＜基準価額と純資産総額＞

基準価額＊	10,137円
分配金再投資基準価額	70,248円
純資産総額	268億円

＊分配金落ち後の基準価額を表示しています

＜基準価額の騰落率＞　（2026年2月2日基準）

6ヵ月前比	11.3%
1年前比	2.7%
3年前比	59.5%
設定来	602.5%

※基準価額の騰落率は、分配金再投資基準価額で算出しています。
※設定来の基準価額の騰落率は、10,000円を基準として算出しています。
※期間別騰落率の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間の応当日（休業日の場合は翌営業日）までとします。
　なお、6ヵ月前比については応当日を前期決算日である2025年7月31日として算出しています。

＜分配金の実績＞ 設定来累計：21,250円

第1期～第10期計	第11期～第20期計	第21期～第25期計	第26期	第27期	**第28期**
9,800円	7,850円	1,700円	1,600円	0円	**300円**

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額です。分配金は増減したり、支払われないことがあります。
※上記は、過去の実績または作成時点の当社の見解であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

投資信託は、元本が保証された商品ではありません。お申込みの際は、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

※「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

第28期（2025年8月1日～2026年2月2日）の運用状況

■ 米国株式市場は2025年8月以降、FRBが2025年9月から3会合連続で利下げを決定したことによる追い風を受け、米国中小型成長株式は米国大型株式を上回る上昇となりました。

■ 第28期のファンドの基準価額は、2025年8月から10月にかけては米国の関税政策の先行きに対する不透明感が後退したことで緩やかに上昇しました。2025年11月以降はハイテク株式の割高感への警戒から大きく下落する局面があったものの、継続的な利下げへの期待感などから上昇基調となりました。また、期初から米ドル高・円安が進んだことも上昇の主要因となり、当期の基準価額は11.3%上昇し、２期ぶりに分配金をお支払いすることになりました。

第28期の当ファンドの基準価額推移

期間　：2025年7月末～2026年2月2日、日次

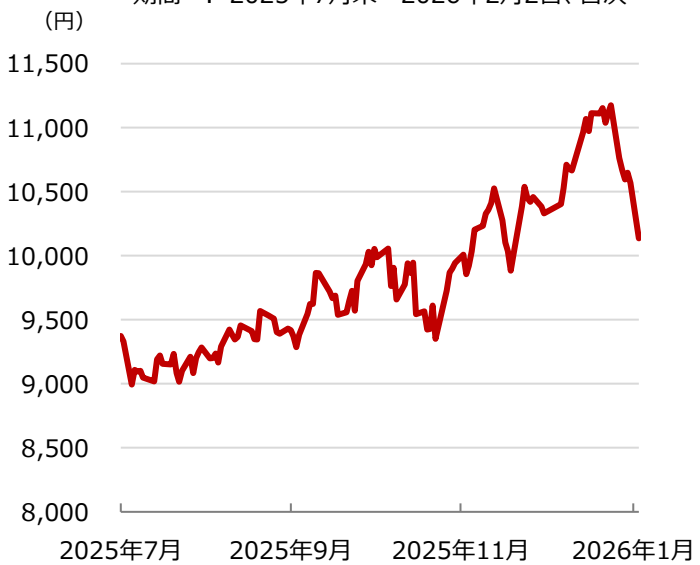

業績の伸びが期待される中小型成長株式

■ 2026年以降も米国では利下げが続く見通しであり、さらに政権による設備投資促進策や規制緩和の動きが追い風となることで、米国中小型成長株式は米国大型株式を上回る業績成長が期待されます。

■ 米国の生産・製造拠点の国内回帰の進展やAIによる生産性向上を背景とした中小型企業の企業業績の改善なども見込まれることから、当ファンドの基準価額の上昇が期待されます。

中小型成長株と大型株のEPS（1株あたり利益）*の推移

期間：2023年～2027年、年次、2026年以降は予測値

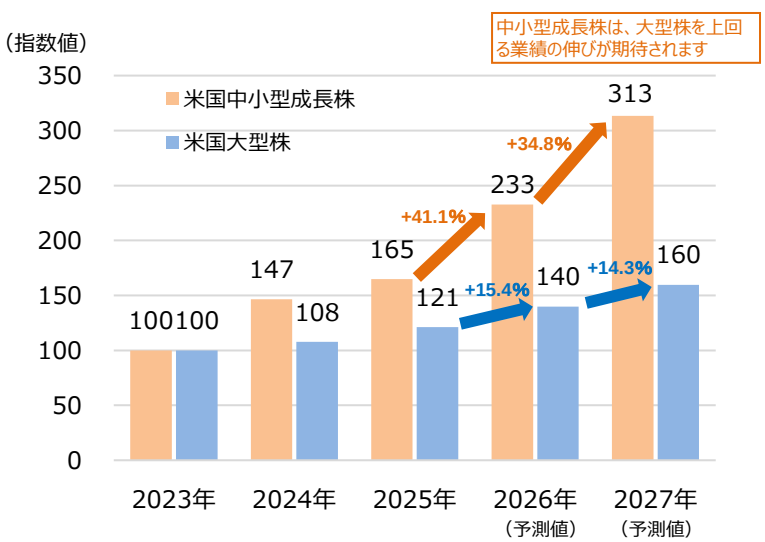

＊EPS（1株あたり利益）は、2026年1月27日時点のデータをもとに、2023年を100として指数化しています。

＊米国中小型成長株式は、Russell2500グロース指数（配当込み）を指します。米国大型株式はS&P500指数（配当込み）。使用した指数は、当ファンドのベンチマークではありません。
※上記は、過去の実績または作成時点の当社の見解であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
出所：ブルームバーグのデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

当ファンドのマザーファンドの米国中小型株式の運用指図を行うアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーのコメントをもとに作成しています。

アライアンス・バーンスタインの見方

■ 過去５年間は、記録的なインフレと金利上昇が中小型株式にとって逆風となり、中小型株式と大型株式とのパフォーマンス格差は過去の水準と比べても大きなものでした。しかしながら、直近6ヵ月間では改善の兆しがあり、中小型株式が優位となる局面もみられています。

■ しかしながら、市場環境は転換点を迎えつつあり、中小型株式は魅力的な投資機会を生み出すと考えています。今後は米国のインフレ環境と経済成長の安定化を背景として、米国中小型株へのリスク選好は回復に向かうことが見込まれます。

米国中小型成長株式と米国大型株式の推移

期間：2025年1月31日～2026年2月2日、日次、米ドルベース

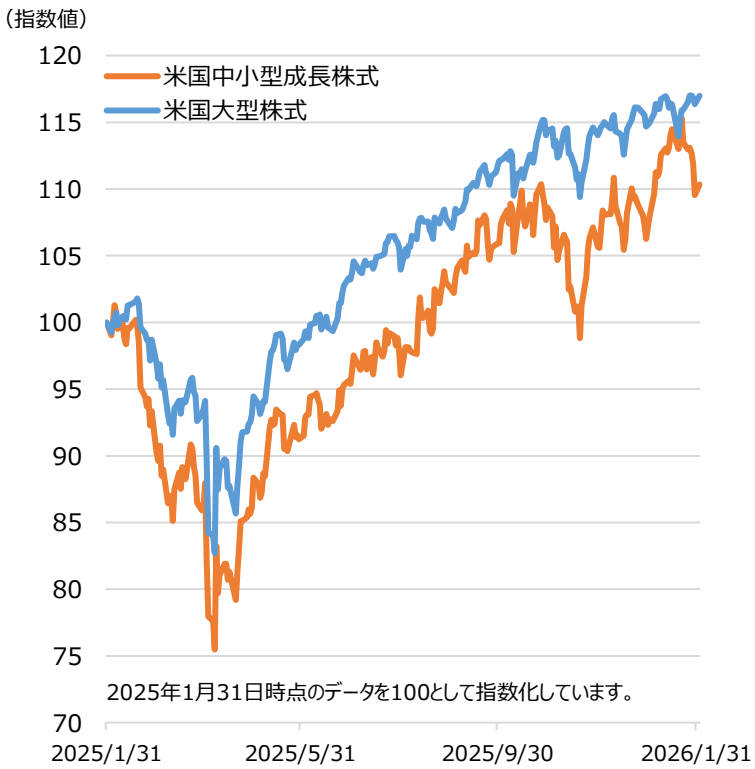

今後の投資方針について

■ AI関連銘柄に関して、バリエーションの高さやAI分野への過剰投資に対する懸念が高まっており、2025年11月頃に見られたような株価調整が今後も起こり得ると考えています。このような見通しを踏まえ、AI関連銘柄への過度な配分は抑制するスタンスを取っています。

■ 州税・地方税の控除拡大に伴う税還付により、特に高所得層を中心に消費環境を下支えする見通しです。また、米政権の施策により、企業の設備投資が一段と促進され、米GDP成長に寄与することが期待されます。

■ 今後もセクター横断的に構造的・景気循環的な成長テーマを発掘し、当ファンドの投資戦略が2026年の市場において評価されることを期待しています。

※中小型成長株式はRussell2500グロース指数（配当込み）、米国大型株式はS&P500指数（配当込み）を使用しています。
※Russell2500グロース指数（配当込み）およびS&P500指数（配当込み）は、当ファンドのベンチマークではありません。
※上記は、過去の実績または作成時点の当社およびアライアンス・バーンスタインの見解であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
出所：ブルームバーグのデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

ファンドの特色

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- 明治安田米国中小型成長株式マザーファンド（以下、「マザーファンド」ということがあります。）を通じて米国の成長性が高いと考えられる中小型株式を主要投資対象とします。
- 高い利益成長が期待される企業を発掘し、投資を行います。
- マザーファンドの米国中小型株式等の運用指図に関する権限は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。
- 原則として、外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。

分配方針

◆ 年2回（1月、7月の各31日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの**運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。**
したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。**
投資信託は預貯金と異なります。
なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

＜主な変動要因＞

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
流動性リスク	株式を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

お申込みメモ

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 （基準価額は１万口当たりで表示しています。以下同じ。） ※ 基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して５営業日目から受益者に支払います。
購入・換金 申込不可日	申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（2012年１月31日設定）
繰上償還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	１月31日および７月31日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年２回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※ 当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益が課税対象となります。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ※**当ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定（成長投資枠）」の対象です。**販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。 ※なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	購入時手数料	購入価額に、**3.3%（税抜3.0%）**を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
	信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの純資産総額に対し、**年2.09%（税抜1.9%）**の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。 ※運用管理費用（信託報酬）の内訳については交付目論見書をご覧ください。
	その他の 費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.011%（税抜0.01%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社その他の関係法人の概要

■委託会社
明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第405号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
・ファンドの運用の指図等を行います。

■受託会社
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
・ファンドの財産の保管および管理等を行います。

■投資顧問会社
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

■販売会社
次頁の『販売会社一覧』をご覧ください。

販売会社一覧

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■ お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

販売会社名		登録番号	加入協会				備考
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	
銀行							
株式会社あいち銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第12号	○			○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第6号	○				
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○				
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第16号	○				※3
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第11号	○			○	
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第15号	○				
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第14号	○				
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○				
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第3号	○				
株式会社八十二長野銀行（委託金融商品取引業者 八十二証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第49号	○			○	
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第3号	○			○	
株式会社北洋銀行 （委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社）	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第3号	○			○	
株式会社三菱ＵＦＪ銀行 (インターネットバンキング専用)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○		○	○	
株式会社三菱ＵＦＪ銀行（委託金融商品取引業者 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社） （インターネットトレードのみ）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○		○	○	
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 (インターネットバンキング専用)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第33号	○	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○	
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○			○	
証券会社							
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3283号	○	○	○		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○	○		○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○	
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第188号	○				
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第170号	○	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第128号	○				
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第108号	○	○	○	○	※3
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○		○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○	
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第21号	○	○			
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	○				
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長（金商）第1号	○				※3
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○	※1
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○		○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○				
株式会社ＳＢＩ証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
信用金庫							
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第15号					
金沢信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第15号	○				
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第53号	○				
甲府信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第215号					
しののめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第232号					
信金中央金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第258号	○				※2
静清信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第43号					
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第162号	○				
高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第20号					
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第30号					
長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第256号	○				
のと共栄信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第30号					
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第24号	○				

※1　みずほ証券株式会社の取扱いは、一部解約の実行の請求の受付け、買取り、収益分配金の再投資、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等となります。
※2　信金中央金庫との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次業務に関する基本契約書」に基づいて、取次登録金融機関　（信用金庫）の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。
※3　現在、新規の販売を停止しております。

【当資料に関してご留意いただきたい事項】

＜ご留意事項＞

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します（外貨建資産を組入れる場合は、為替変動リスクもあります）。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ・数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。各主体は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

明治安田アセットマネジメント

◆ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問合わせください。
明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号　0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ https://www.myam.co.jp/